（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三の見出し中「支給割合」を「支給割合等」に改め、同条中「割合」の下に「及び同条第三項に規定する政令で定める勤務」を加える。

第二十四条第五号中「百分の七十五」を「百分の七十」に改める。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「、施行日から」を「、防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九十二号）の施行の日（以下この項において「一部改正法施行日」という。）から」に、「との差額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合」を「（一部改正法施行日において同法附則第四条の規定により読み替えられた一般職の職員の給与に関する法律（平成二十一年法律第八十六号）附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員である者にあっては、当該額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）との差額に百分の二十五」に改め、同項各号を削る。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項第一号中「俸給の特別調整額」の下に「（医師又は歯科医師である自衛官以外の職員にあっては、当該俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」を加え、同項第二号中「となる俸給の特別調整額」の下に「（医師又は歯科医師である自衛官以外の職員にあっては、当該俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（次項において「一部改正法施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十条の三（見出しを含む。）の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（特地勤務手当等の月額の特例）

2　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十条第三項各号に定める日が平成二十一年四月一日から一部改正法施行日の前日までの間にある職員（一部改正法施行日において防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条の規定により読み替えられた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員である者に限る。）に対する同令第十条第三項及び第十条の二第二項の規定の適用については、同令第十条第三項中「において受けるべき」とあるのは「において防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九十二号）第一条及び第二条の規定による改正後の法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）の規定を適用するものとした場合における」と、同令第十条の二第二項中「において受けるべき」とあるのは「において防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律第一条及び第二条の規定による改正後の法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の規定を適用するものとした場合における」とする。

防衛大臣　北澤　俊美

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

最高裁規則

○最高裁判所規則第十一号

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十一月三十日

最高裁判所

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条　裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百六十五」に、「百分の九十」を「百分の八十」に、「百分の百四十五」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十を」を「百分の百五十を」に改める。

第二条　裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「百分の百六十、」を「百分の百四十五、」に、「百分の七十五」を「百分の六十五」に、「百分の八十を」を「百分の八十五を」に、「百分の百二十、」を「百分の百五、」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十」に、「百分の百四十」を「百分の百二十五」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一　平成二十一年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に裁判官以外の者又は裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）第二条に定める十二号の報酬を受ける判事補若しくは同条に定める十七号の報酬を受ける簡易裁判所判事からこれらの裁判官以外の裁判官（以下この項において「改定対象裁判官」という。）となった者（同年四月一日に改定対象裁判官であった者で任用の事情を考慮して最高裁判所の定めるものを除く。）にあっては、その改定対象裁判官となった日）において改定対象裁判官が受けるべき報酬、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定める額を除く。）及び特地勤務手当（一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定める手当を含む。）の月額の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額に、同月から裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九十号）の施行の日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から同法の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、報酬を支給されなかった期間、改定対象裁判官以外の裁判官であった期間その他の最高裁判所の定める期間がある裁判官にあっては、当該月数から当該期間を考慮して最高裁判所の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成二十一年六月一日において改定対象裁判官であった者（任用の事情を考慮して最高裁判所の定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額

3　平成二十一年四月一日から同年十二月一日までの間において検察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるものであった者から引き続き新たに裁判官となった者で任用の事情を考慮して最高裁判所の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び検察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるものとの権衡を考慮して最高裁判所の定める額」とする。

最高裁判所長官　竹﨑　博允